

本会議等における欠席事由

2月3日に書面開催された全国市議会議長会において、本会議等の欠席事由に育児・介護等を明文化するなどの標準市議会会議規則の一部改正が行われました。

これを踏まえ、運営理事会において、「標準市議会会議規則改正の趣旨を踏まえ、横浜市議会会議規則においても同様の改正を行うか」、また「それぞれの欠席事由について、その解釈や運用規定等を定めるか」について、協議を行いました。

1 改正の趣旨

多様な人材が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、①本会議や委員会への欠席事由として育児・看護・介護等を明文化し、②出産について産前・産後期間にも配慮した規定に改正されました。

2 新旧対照表

標準市議会会議規則		横浜市議会会議規則 (現行)
旧 (改正前)	新 (改正後)	
第2条 議員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。
2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	

※第91条(委員会における欠席の届出)についても同様に改正

3 理事会協議結果(令和3年9月2日)

- ・標準市議会会議規則改正の趣旨を踏まえ、横浜市議会会議規則においても同様の改正を行う。
- ・それぞれの欠席事由について、その解釈や運用規定等を定めない。

横浜市会会議規則の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。</u></p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>（欠席の届出）</p> <p>第67条 委員は、<u>疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。</u></p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第67条 委員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

議第 号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務」を、「出産」の次に「、育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を加え、「事由により」を「やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第67条中「委員は」の次に「、公務」を、「出産」の次に「、育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を加え、「事由により」を「やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

本会議及び委員会の欠席の届出に関する規定の整備を図るため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現 行 ）

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（欠席の届出）

第67条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。

2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

「横浜市会会議規則の一部改正」議案の取り扱いに関する
運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和3年9月9日運営理事会)
1	議 案 発 送	9月10日の本会議当日席上配付
2	上 程 日	9月10日の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。